

札幌市出資団体評価システム要綱

(平成 14 年 7 月 11 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人（地方独立行政法人を除く。以下「出資団体」という。）に対する札幌市出資団体評価システム（以下「評価システム」という。）に関し必要な事項を定め、出資団体の存在意義や運営体制、実施事業のあり方について恒常的に評価することにより、その設立目的及び機能を踏まえた透明性の高い、活力ある団体運営を図るとともに、市民への積極的かつ分かりやすい情報提供を推進し、行政における説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「指定団体」とは、出資団体のうち次に掲げる法人をいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 140 条の 7 第 1 項に定める法人
- (2) 前号に定めるもののほか、本市の出資割合、財政的援助の状況等を考慮して、総務局長が指定する法人

2 この要綱において「局長」とは、札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に規定する室、及び局の長、各区長、消防局長、交通局長、水道局長、病院局長、会計室長並びに教育長をいう。

3 この要綱において「出資団体改革推進本部」とは、札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和 60 年 8 月 24 日市長決裁）に規定する、次の本部員をもって構成する推進本部をいう。

- (1) 本部長 総務局を所管する副市長
- (2) 副本部長 その他の副市長
- (3) 本部員 総務局長、まちづくり政策局長、財政局長及び本部長が指定する者
(評価対象団体)

第 3 条 評価システムの対象となる出資団体は、指定団体とする。

(評価者)

第 4 条 指定団体に対する評価は、当該指定団体を所管する局長が行う。

2 出資団体改革推進本部は、前項の評価について指導調整を行うことができる。

(評価の方法)

第 5 条 評価は、次に掲げる手順に従い、毎年度実施するものとする。

- (1) 指定団体を所管する局長（以下「所管局長」という。）は、別に定める出資団体評価シートの作成により評価を行う。
- (2) 出資団体改革推進本部は、所管局による評価を踏まえ、指定団体に関する事項を審議した上、所管局長に対し意見を述べる等の必要な指導調整を行う。

(評価の視点)

第6条 出資団体評価シートは、概ね次の視点を踏まえたものとする。

- (1) 存在意義
- (2) 事業の状況
- (3) 経営の状況
- (4) 市の関与状況

(評価時期)

第7条 評価は、毎年7月1日を基準日として実施する。

(評価結果の公表)

第8条 評価結果は、インターネット上の札幌市のホームページへの登載及び行政情報課での閲覧により公表する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価システムに関し必要な事項は、出資団体改革推進本部が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月15日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における第4条第2項、第5条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「出資団体調整委員会」とあるのは、「札幌市出資団体改革プラン推進本部設置要綱（平成17年4月25日市長決裁）に規定する札幌市出資団体改革プラン推進本部」とする。

附 則

この要綱は、平成15年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。